

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 2 号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和 39 年岩手県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  |                                 |         | 改正後  |                             |         |
|--|---------------------------------|---------|--|-----------------------------|---------|
| (公有財産規則の準用)  |                                 |         | (公有財産規則の準用)  |                             |         |
| 第 13 条 公有財産規則（昭和 39 年岩手県規則第 40 号）第 8 条第 2 項及び第 4 項並びに第 9 条から第 15 条までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 |                                 |         | 第 13 条 公有財産規則（昭和 39 年岩手県規則第 40 号）第 8 条第 2 項及び第 4 項並びに第 9 条から第 15 条までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 |                             |         |
| 規 定  | 読み替えられる<br>字句                   | 読み替える字句 | 規 定  | 読み替えられる<br>字句               | 読み替える字句 |
| [略]  |                                 |         | [略]  |                             |         |
| 第 9 条  | [略]                             |         | 第 9 条  | [略]                         |         |
|  | 課長等、 <u>出納課総括課長</u> 及び地方公<br>所長 | [略]     |  | 出納局長、課長等<br>及び地方公所長         | [略]     |
| [略]  |                                 |         | [略]  |                             |         |
| 第 15 条   | 課長等、 <u>出納課総括課長</u> 又は地方公<br>所長 | [略]     | 第 15 条   | <u>出納局長</u> 、課長等<br>又は地方公所長 | [略]     |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |                                 |         |  |                             |         |

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。